

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条

新橋薬品有限会社が運営する新橋薬品有限会社指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供にあたっては次の事項に努めるものとする。

(1) 要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。

(3) 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。

(4) 利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者は居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることが可能であることを説明すること。

2 事業の運営にあたっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉機関、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定特定相談支援事業者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 しんばしケアサポート

(2) 所在地 兵庫県宝塚市泉町19番26号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

常勤兼務（介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の介護支援専門員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) 介護支援専門員 2名 以上

常勤兼務1名（管理者と兼務）、常勤専従2名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(3) 事務員 1名

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日、8月13日から15日までは除く。

(2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分(月～金曜日)

午前9時00分から午後1時00分(土曜日)までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間の他、電話などにより24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画作成
- (2) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
- (3) 介護保険施設への紹介
- (4) 要介護認定申請代行
- (5) 利用者に対する相談援助業務
- (6) その他利用者に対する便宜の提供

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の相談室とする。

2 使用する課題分析票の種類は、アセスメント方式(全社協)方式とする。

3 利用者の希望及び利用者について把握された解決すべき課題に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内用及び利用料並びにサービスを提供するうえでの留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成する。

4 居宅サービス計画の原案に位置付けた居宅サービスなどの担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会などにより、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

5 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

6 個別サービス計画の提出依頼

介護支援専門員は、居宅サービスに位置づけた指定居宅サービス事業所などに対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。

7 事業所の介護支援専門員は、月1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。

利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の

実施状況や利用者の解決すべき課題について把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

（利用料等）

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額（別紙1）とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者から利用料を徴収しないものとする。

2 次の条文に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車等（バイクを含む）を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

（1）実施地域をこえた所から、片道10km未満 1000円

（2）実施地域をこえた所から、片道10km以上は10km毎に800円加算

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、宝塚市、川西市、西宮市、伊丹市の区域とする。

（事故発生時の対応）

第10条 事業所は利用者に対する指定居宅介護支援の提供により自己が発生した場合には速やかに肢、利用者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

（記録の整備）

第11条

- 1 設備、備品、職員、会計に関する諸記録を整備しておく。
- 2 居宅サービス計画、サービス担当者会議の記録その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備しておくとともに、その完結の日から5年間保存する。

（苦情処理）

第12条 事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、指定居宅介護支援に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合

会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(契約時の説明等)

第13条 事業所は、居宅サービス計画の作成に当たって、次の事項を利用者又は家族に文書の交付及び口頭により説明し、利用者の署名を得るものとする。

- (1) 介護支援専門員に対して利用者は複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができること。
- (2) 位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること。
- (3) 前6月間に作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第14条 「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」に基づき、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第15条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための「業務継続計画」を策定し、当該「業務継続計画」に基づき、必要な措置を講じる。

(1) 介護支援専門員に対し、「業務継続計画」について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

(2) 定期的に「業務継続計画」の見直しを行い、必要に応じて「業務継続計画」の変更を行う。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第16条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（虐待の防止）

第17条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待の防止のための指針を整備する。
- （3）介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- （4）上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

（身体拘束の禁止）

第18条 事業者は、利用者又は他人の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、本人又はその家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第19条 介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- （1）採用時研修 採用後6ヶ月以内
- （2）継続研修 年1回以上

（秘密保持）

- 2 介護支援専門員その他の従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 介護支援専門員その他の従業者であった者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス利用に際してのお願い
 - （1）見守りカメラの設置、介護支援専門員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に介護支援専門員本人の同意を受けてください。
 - （2）ハラスメント行為などより、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することがあります。
- 5 サービス利用にあたっての禁止事項について
 - （1）事業所の介護支援専門員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為
 - （2）パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の行為
 - （3）サービス利用中に介護支援専門員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、新橋薬品有限会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する
令和 7 年 4 月 1 日 改定

(運営規程 別紙 1)

指定居宅介護支援を提供した場合の利用料

居宅サービス計画作成の費用

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合には、1ヶ月につき下記の金額をいただき、本事業所からサービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を市区町村の窓口に提出しますと差額の払戻しを受けられます。

1 単位=11,050円

1 介護度 1・2

居宅介護支援費Ⅰ〈取扱件数45件未満〉	12,000円 (1,086単位)
居宅介護支援費Ⅱ〈取扱件数45件以上60件未満〉	6,011円 (544単位)
居宅介護支援費Ⅲ〈取扱件数60件以上〉	3,602円 (326単位)

2 介護度 3・4・5

居宅介護支援費Ⅰ〈取扱件数45件未満〉	15,591円 (1,411単位)
居宅介護支援費Ⅱ〈取扱件数45件以上60件未満〉	7,779円 (704単位)
居宅介護支援費Ⅲ〈取扱件数60件以上〉	4,663円 (422単位)

※1 居宅介護支援費は、介護支援専門員1人当たりの取り扱い件数が45件以上60件未満の部分については(Ⅱ)、60件以上の部分については(Ⅲ)を算定します。契約日が古いものから順に割り当てます。

※2 当事業所が運営基準減算(居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算)に該当する場合は、所定単位数の50/100を減算します。また、2ヶ月以上継続して該当する場合には、居宅介護支援費を算定しません。

※3 当事業所が高齢者虐待防止措置未実施減算(虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない場合の減算)に該当する場合は、所定単位数の1/100に相当する単位数を所定単位数から減算します。

※4 当事業所が業務継続計画未策定減算(業務継続計画が未策定の場合の減算)に該当する場合は、所定単位数の1/100に相当する単位数を所定単位数から減算します。(令和7年4月1日施行)

※5 特定事業所集中減算(居宅サービスの内容が特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏っている場合の減算)に該当する場合は、1ヶ月につき200単位を所定単位数から減算します。

3 初回加算(初回時) 3,315円 (300単位)

4 入院時情報連携加算

ア 入院時情報連携加算Ⅰ〈入院した日〉	2,763円 (250単位)
イ 入院時情報連携加算Ⅱ〈入院した日の翌日又は翌々日〉	2,210円 (200単位)

5 退院・退所加算

ア カンファレンス参加 無〈連携1回〉

4, 9 7 3 円 (4 5 0 単位)

〈連携2回〉

6, 6 3 0 円 (6 0 0 単位)

イ カンファレンス参加 有〈連携1回〉

6, 6 3 0 円 (6 0 0 単位)

〈連携2回〉

8, 2 8 8 円 (7 5 0 単位)

〈連携3回〉

9, 9 4 5 円 (9 0 0 単位)

6 通院時情報連携加算

5 5 3 円 (5 0 単位)

7 緊急時等居宅カンファレンス加算

2, 2 1 0 円 (2 0 0 単位)